

答申第156号  
令和2年5月18日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上 英明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第1項第2号の規定に  
基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第1号第2号の規定に基づき、令和2年4月13日付け佐市秘第13号により諮問がありました「新たな委託事業者において、ふるさと納税管理システムを経由した個人情報を閲覧することについて」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。